

厚生常任委員会

令和元年12月10日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎濱 真理子	○嶋田 善行	齋藤 文夫
中川 靖広	小城 世督	奥村 容子
坂口 議長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	面卷 昭男	住 民 生 活 部 長	加藤 惠三
福祉子ども課長	中尾 歩美	福祉子ども課長補佐	西川美奈子
長寿福祉課長	中原 潤	長寿福祉課長補佐	田口 昌孝
同 課 長 補 佐	羽根田久枝	健康対策課長	北 典子
同 課 長 補 佐	徳田 貴世	国保医療課長	猪川 恭弘
国保医療課長補佐	細川 友希	環境対策課長	東浦 寿也
同 課 長 補 佐	曾谷 博一	住 民 課 長	関口 修
同 課 長 補 佐	小澤香代子		

3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	岡田 光代
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 小城委員、奥村委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

それでは、最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。会議録署名委員に、小城委員、奥村委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第59号 西和地域病児保育室設置条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長

それでは、議案第59号 西和地域病児保育室設置条例についてご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読します。

（議案書朗読）

福祉子ども課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきます、条例本文の朗読は省略させていただきますので、よろしく願いいたします。恐れ入りますが、議案書末尾の条例（要旨）をご覧くださいませでしょうか。

本条例は、地方自治法第252条の2の規定により、平群町、三郷町、斑鳩町、上牧町及び王寺町において締結した連携協約に基づき、保護者の

子育てと就労等の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図ることを目的として病児保育室を設置するにあたり、必要な事項を定めるものがあります。

主な制定内容であります。1つ目に、名称及び位置でございます。名称は、西和地域病児保育室。位置は、奈良県生駒郡三郷町三室1丁目14番2号 奈良県西和医療センターの敷地内でございます。2つ目に、対象児童でございます。①平群町、三郷町、斑鳩町、上牧町又は王寺町に住所を有する者、②生後6月に達する日から小学校6年生までの者、③病気の治療中又は回復期であって、症状が軽度であり、入院治療の必要がないと医師が診断した者、④集団保育が困難で、かつ、保護者が勤務、疾病等の都合により家庭で保育を行うことが困難な者、この4つのいずれにも該当する者とします。3つ目に、費用負担でございます。利用料につきましては、市町村民税課税世帯は1人日額2,000円、市町村民税非課税世帯又は生活保護法による被保護世帯は無料とします。また、病児保育室利用中に利用者の症状が緊急を要する場合であって、医療機関に受診させるときの医療費は、利用者の保護者の負担とします。最後に施行期日ですが、令和2年1月15日から施行いたします。

なお、前回の本委員会におきまして、西和地域病児保育室につきましては、令和2年1月15日からの利用開始を予定している旨、ご報告をさせていただきましたが、利用開始に先立ち、1月9日（木）に開所式及び内覧会の実施を予定しております。

内覧会につきましては、西和5町の議会議員のみなさまへのご案内も予定しており、実施時間等、詳細が決定しましたら、改めてご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上、議案第59号 西和地域病児保育室設置条例についての説明とさせていただきます。委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第59号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第64号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、議案第64号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読します。

(議案書朗読)

福祉子ども課長 本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきます、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、議案書末尾の条例(要旨)をご覧くださいませでしょうか。今回の条例改正は、子育て世帯の経済的な負担の更なる軽減及び少子化対策の観点から、保育園保育料を国基準の保育料より20%軽減し、「子育て応援宣言のまち」として、子育てしやすいまちづくりの推進を図ることを目的に改正を行うものであります。

主な改正内容であります。第3階層からの全ての階層において、3歳未満児の保育料を子ども・子育て支援法施行令第4条に定める額の80%とするものです。最後に、施行期日であります。令和2年4月1日から施行いたします。また、改正後の規定は、令和2年4月1日以後の保育料について適用し、同日前の保育料については、なお従前の例によることと

いたします。

以上、議案第64号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第64号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第67号 令和元年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療課長 議案第67号 令和元年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

それでは、はじめに議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療課長 今回の補正予算につきましては、主に人事院勧告及び人事異動等に伴います人件費所要額の補正などに関するものでございまして、歳入歳出それぞれ697万6千円を減額し、歳入歳出それぞれ33億3,862万4千円とするものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づき説明させていただきます。補正予算書の5ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入予算でございます。第4款 繰入金、第1項 他会計繰入金、第1目 一般会計繰入金であります。人事院勧告及び人事異動等に伴います人件費所要額で減額となりますことから、776万8千円の減額補正をお願いするものでございます。次に、第7款 国庫支出金、第1項 国庫補助金、第1目 国民健康保険制度関係業務事業費補助金であります。外国人被保険者の資格情報を国保連合会と連携するために必要なシステム改修費用に補助金が交付されますことから、79万2千円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして6ページをお開きいただきたいと思います。歳出であります。第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費であります。人事院勧告及び人事異動等に伴います人件費所要額で、401万8千円の減額、歳入で申しあげましたシステム改修にかかります委託料で、79万2千円の増額、合わせまして322万6千円の減額補正をお願いするものでございます。次に下の表の、第2項 徴税费、第1目 賦課徴収費であります。人事院勧告及び人事異動等に伴います人件費所要額で、375万円の減額補正をお願いするものでございます。

それでは1ページにお戻りください。予算総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

国保医療課長 以上、議案第67号 令和元年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りまして、なにとぞ原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第67号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第68号 令和元年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中原長寿福祉課長。

長寿福祉課長 それでは、議案第68号 令和元年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

長寿福祉課長 今回の補正の内容につきましては、介護保険料の口座振替方式の変更及び社会保障・税番号制度対応のためのシステム改修と、人事院勧告等による人件費の補正に伴う一般会計からの繰入金の予算補正に関するものであり、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ109万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ26億1,399万6千円とするものであります。

それでは、恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお開きください。はじめに、歳入予算の補正についてであります。第3款 国庫支出金、第2項 国庫補助金では、社会保障・税番号制度対応のための介護保険システム改修に必要な経費に対し、補助金が交付されますことから、介護保険事業費補助金34万5千円の増額補正をお願いしております。第8款 繰入金、第1項 一般会計繰入金では、地域支援事業費繰入金で、人事院勧告等による人件費の補正といたしまして、25万5千円の増額補正をお願いしております。その他一般会計繰入金では、人事院勧告等による人件費

の補正として、職員給与費繰入金 12万1千円の増額補正と、社会保障・税番号制度対応のための介護保険システム改修費等として、事務費繰入金 37万4千円の増額補正をお願いしています。

8ページにお移りいただけますでしょうか。続いて歳出予算でございます。人事院勧告等による人件費の補正をそれぞれの費目において計上しておりますほか、第1款 総務費、第1項 総務管理費で、歳入で申しあげたシステム改修業務委託料 71万9千円の増額補正をお願いしています。

恐れ入りますが1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則書を朗読いたします。

(予算書朗読)

長寿福祉課長 以上、議案第68号 令和元年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の説明とさせていただきます。

何卒よろしくご審議をいただきまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第68号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5)議案第69号 令和元年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療 それでは、議案第69号 令和元年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補
課長 正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

国保医療 今回の補正予算は、後期高齢者システムの改修に関するもので、歳入歳
課長 出それぞれ、18万2千円を増額し、歳入歳出それぞれ、4億5,960
万3千円とするものでございます。それでは、補正予算書の予算に関する
説明書に基づき、ご説明申し上げます。

補正予算書の5ページをお開きいただきたいと思えます。歳入でござい
ます。第4款 繰入金、第1項 他会計繰入金、第1目 一般会計繰入金
であります。後期高齢者医療保険料の口座振替依頼方式の変更に伴います
システム改修業務にかかります事務費繰入金として、18万2千円を増額
補正をお願いするものであります。

続きまして、6ページをお開きください。歳出予算でございます。第1
款 総務費、第2項 徴収費、第1目 徴収費であります。歳入で申しあ
げましたシステム改修業務にかかります委託料で、18万2千円を増額補
正をお願いするものでございます。

それでは1ページにお戻りいただきたいと思えます。予算総則を朗読い
たします。

（ 予算総則朗読 ）

国保医療 以上、議案第69号 令和元年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予
課長 算（第2号）についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜
りまして、何とぞ原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(な し)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第69号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(6)議案第72号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 関口住民課長。

住民課長

それでは、議案第72号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例について、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

住民課長

本条例の改正内容につきまして、議案書末尾の要旨により説明させていただき、条例改正文、新旧対照表の説明は省略をさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

恐れ入りますが、議案書末尾の要旨をご覧くださいませでしょうか。

本条例の改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことから、印鑑の登録を受けることができない者として規定している「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めるものでございます。施行期日につきましては、公布の日から施行するものであります。

以上、議案第72号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例についての

説明といたします。委員皆様にはよろしくご審議を賜りまして、原案と
り可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 中川委員。

中川委員 教えてほしいんですけど、この意思能力を有しないものというのは、誰
がどのような判断で決めるんやろ。

委員長 関口住民課長。

住民課長 基本的には15歳未満の者と、それから成年被後見人ということを指し
ているものでございます。

委員長 加藤住民生活部長。

住民生活 その関係で、今申しました内容を家庭裁判所のほうに申し立てをして、
部長 そちらのほうで判断されるということです。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決
することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第72号については、当委員会とし
て、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題といたします。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策
課長 それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

現在、奈良市、生駒市、大和郡山市、平群町、そして本町でとりくんでおります、ごみ処理広域化に関する勉強会について、本月の25日(水)奈良市役所におきまして、第11回目となりますごみ処理広域化に関する勉強会が開催されます。

今回の勉強会につきましては、現在、奈良市のほうで、合理的な理由から奈良市西南部で建設候補地を検討されていることを、前回の本委員会においてご報告をさせていただいたところでございますが、現在の奈良市の建設候補地に対すとりくみの状況やこれまで開催して参りました勉強会の内容などを、直接、構成各市町の副市長、副町長にご説明をし、情報や課題の共有をはかりたいということで、各市町の副市長、副町長の出席を求められており、今回、副町長が出席をする予定でございます。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員 奈良市長が処理場、奈良市の処理場をどこどこに持っていきたいっていうニュース見てんけど、それは今、勉強会でしているのと同じものやという感覚でええんかな。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策
課長 現在、奈良市のほうでは新聞報道等で、奈良市の七条地区で建設候補地を最終的に絞り込んだということで報道されておりますが、正式な報告につきましては、今月の、先ほど申しあげました25日の会合のほうでご説

明がなされるものということで考えておるところでございます。

中川委員　そやから、七条町に奈良市が移転したいって言うてんのが、うちら3市2町か、勉強会でしてる広域のが、それやという認識でええのかって聞いてる。

環境対策　そのとおりでございます。

課長

委員長　他にございませんか。

(　　な　　し　　)

委員長　これをもって、質疑を終結いたします。
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 議案第60号 督促手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について、理事者の報告を求めます。

面卷総務部長。

総務部長　それでは各課報告事項(1) 議案第60号 督促手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。

本会議に付託いたしました本条例のうち、本委員会に関する事項につきまして、私から説明し、ご報告を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書末尾、「督促手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例(要旨)」をご覧いただきたいと思っております。

本条例は、督促手数料における郵送料相当額等を適正に反映させるために関係する条例おきまして所要の改正を行うものでございます。

本委員会の関係では、(2) 斑鳩町後期高齢者医療に関する条例の一部改正、(3) 斑鳩町介護保険条例の一部改正が該当するものでございます。

その内容につきましては、後期高齢者医療保険料、そして介護保険料に

係る督促手数料の金額について、現行50円を100円とするものでございます。なお、斑鳩町国民健康保険税条例におきましても、国民健康保険税の賦課徴収については、町税条例の規定を準用していることから、国民健康保険税にかかる督促手数料につきましても100円となることを、あわせてご報告申しあげます。

以上、議案第60号 督促手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について、本委員会に関する事項につきましてもの説明とさせていただきます。よろしくお願い申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
嶋田委員。

嶋田委員 これ明日、総務で、また議案として審議するわけですがけれども、督促手数料100円、これは千円にしたらあかんのですか。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 督促手数料千円ということなんですけども、現在かかっているコストなんですけども、郵送料84円となっております。間接的なコストとして、人件費等ございます、そのコストを含めると、だいたい165円【156円に訂正】程度になります。そうしたことから、県内の状況を調べましたら、100円を徴収されているところが4割ぐらいございましたことから、100円といたしまして、今回条例改正をお願いしたところでございます。以上です。

嶋田委員 わかりました。しかし、督促手数料で165円【156円に訂正】かかんねやったら、もう165円【156円に訂正】なり、200円なりに、またさっき言ったように千円なりにしてね、払い忘れのないようにうやうやいっていくことも1つの方法かと思えます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(2)議案第66号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について、理事者の報告を求めます。

中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、議案第66号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)につきまして、住民生活部が所管する内容について、ご説明申しあげます。

まず、歳入のほうからご説明いたしますので、補正予算書の9ページをお開きいただけますでしょうか。はじめに、第14款 使用料及び手数料、第2項 手数料で、第2目 衛生手数料の第2節 ごみ処理手数料で、事業系の可燃ごみを中心に発生量が増加し、ごみ処理量が当初見積りを上回ることから、87万6千円の増額をお願いするものであります。次に、第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金の第1節 児童福祉費負担金で、幼児教育・保育の無償化において、保育の必要性がある利用者が、認可外保育所等を利用される場合、無償化の対象となり、本町が支払う施設等利用給付費に対し負担金が交付されることから、44万4千円の増額と、第2節 障害福祉費負担金で、障害者の介護給付・訓練等給付費及び障害児福祉サービス給付費が当初見積りを上回ることから、あわせて2,450万円の増額をお願いするものであります。次に、第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金の第2節 戸籍住民基本台帳費補助金で、国において本年度中の公務員のマイナンバーカード一斉取得が推進されるなど、今後、カードの申請・交付の増加が見込まれることから、その交付事務費の補助金として、35万1千円の増額をお願いするものであります。第2目 民生費国庫補助金では、第2節 障害福祉費補助金で、障害者の移動支援事業費及び日中一時支援事業費が当初見積りを上回ることから、地域生活支援事業費補助金122万2千円の増額と、第3節 社会福祉費補助金で、年金生活者支援給付金の円滑な支給のために必要な国民年金システムの改修費用に対し、補助金が交付されることから、42万9千円の増額をお願いするものであります。

10ページをお開きいただけますでしょうか。第3目 衛生費国庫補助

金では、第3節 母子衛生費補助金で、社会保障・税番号制度における母子保健情報連携のために必要な健康管理システムの改修費用に対し、補助金が交付されることから、79万4千円の増額をお願いするものであります。次に、第16款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金で、国庫負担金と同様の理由により、子育てのための施設等利用給付交付金のほか2つの負担金をあわせまして、1,247万2千円の増額をお願いするものであります。

11ページにお移りいただけますでしょうか。第2項 県補助金では、第2目 民生費県補助金の第3節 障害福祉費補助金で、福祉医療費助成に係る県補助金で、補助対象分の決算見込みにより、心身障害者医療費補助金150万円と精神障害者医療費補助金100万円の増額、地域生活支援事業費補助金で、国庫補助金と同様の理由により61万円の増額をお願いするものであります。以上が、歳入に関わる内容でございます。

12ページをお開きいただきまして、続きまして、歳出予算の補正についてであります。本補正予算では、本年の人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等による人件費の補正をそれぞれの費目において計上しております。人件費以外の、主な歳出の内容について、ご説明をいたします。

14ページをお願いいたします。第3項 戸籍住民基本台帳費では、第1目 戸籍住民基本台帳費で、歳入で申しあげましたとおり、マイナンバーカードの申請・交付の増加が見込まれることから、交付事務に要する費用として、第11節 需用費で、消耗品費6万9千円の増額、第12節 役員費で、通信運搬費28万2千円の増額をお願いするものであります。

16ページにお移りいただきまして、第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費の第28節 繰出金で、人件費の補正に伴う国民健康保険事業特別会計への繰出金776万8千円の減額をお願いするものであります。第2目 国民年金事務取扱費では、第13節 委託料で、歳入で申しあげました国民年金システム改修業務委託料42万9千円の増額をお願いするものであります。第5目 医療対策費では、各種福祉医療費助成が当初見積りを上回ることから、第20節 扶助費で、あわせて510万円の増額をお願いするものであります。第7目 障害福祉費では、歳入で申しあげました障害者における移動支援事業費及び日中一時

支援事業費が当初見積りを上回ることから、第13節 委託料で、あわせて394万5千円の増額、また、介護給付・訓練等給付費や障害児福祉サービス給付費が当初見積りを上回ることから、第20節 扶助費で、あわせて4,900万円の増額をお願いするものであります。第9目 介護保険事業繰出費では、第28節 繰出金で、介護保険事業特別会計における人件費の補正と、保険料の口座振替依頼方式の変更及び社会保障・税番号制度対応のためのシステム改修に伴う繰出金として、あわせて75万円の増額をお願いするものであります。第11目 後期高齢者医療費では、第19節 負担金補助及び交付金で、後期高齢者医療における平成30年度の給付費負担金の精算に伴い、1,262万3千円の増額、第28節 繰出金で、後期高齢者医療特別会計における保険料の口座振替依頼方式の変更のため、システム改修に伴う繰出金18万2千円の増額をお願いするものであります。17ページにお移りいただけますでしょうか。第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費で、第19節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげました新たに無償化の対象となる認可外保育所等の保育料無償化補助金88万8千円の増額をお願いするものであります。18ページにお移りいただけますでしょうか。第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第3目 母子衛生費では、第13節 委託料で、歳入で申しあげました母子保健情報連携に伴う健康管理システムの改修業務委託料141万9千円の増額をお願いするものであります。19ページにお移りいただけますでしょうか。第2項 清掃費、第2目 塵芥処理費では、歳入で申しあげましたとおり、ごみ処理量が当初見積りを上回ることから、第13節 委託料で、ごみ処理業務等委託料688万3千円の増額、第19節 負担金補助及び交付金で、伊賀市環境保全負担金33万円の増額をお願いするものであります。20ページにかけての第3目 し尿処理費では、第13節 委託料で、し尿処理における脱水汚泥の発生量が当初見積りを上回ることから、脱水汚泥処理業務委託料214万1千円の増額となっております。恐れ入りますが、5ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表 繰越明許費補正についてであります。歳出におきまして増額補正を申しあげました、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第3目 母子衛生費で、健康管理システムの改修業務委託料141万9千円につきま

しては、本年度会計において予算の支出を見込めないことから、予算措置をお願いするものであります。

以上で、議案第66号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について、住民生活部が所管する内容についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

（ な し ）

委員長 次に、（3）ファミリー・サポート・センター事業について、理事者の報告を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、各課報告事項（3）ファミリー・サポート・センター事業についてご報告させていただきます。資料1をご覧ください。

ファミリー・サポート・センター事業につきましては、育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人を結ぶ託児サービスとして、全国でも約800の市町村で実施されている事業であります。核家族化や地域とのつながりが希薄化する中、近くに頼れる親や親戚がないので、少しの時間だけでも子どもを預かってもらいたいといったニーズは、今後ますます増えることが予想され、子育て応援宣言の町として、町が主体的に託児事業を支援する必要があると考えられることから、現在、自主的な活動として実施されている「子育てサポートクラブゆりかご」の託児サービスを町のファミリー・サポート・センター事業に移行して実施するものでございます。

事業の移行につきましては、昨年度から、子育てサポートクラブゆりかごのみなさまと、現在の実施内容をできるだけ継続する形で協議を進めてまいりまして、このたび、事業の詳細についてまとめりましたので、その概要を報告させていただきます。

まず、1つ目に、事業開始日ですが、令和2年4月1日でございます。2つ目に、育児の援助を受ける側の依頼会員となれる人は、生後5か月から小学校3年生までの子どもがいる町在住の人です。3つ目に、援助を行

う側の提供会員となれる人は、子育て支援に意欲のある20歳以上の町在住の人で、町が認めた講習を受講した人です。4つ目に、実施内容でございますが、保育所等の保育開始前や終了後の子どもの預かり、保育所等までの子どもの送迎、学校の放課後や学童保育終了後の子どもの預かり、子ども学校行事又は健康診査の際の子どもの預かり、冠婚葬祭や保護者のリフレッシュなど、保護者の都合により子育ての援助を必要とする場合の子どもの預かりとしております。5つ目に、報酬等の基準でございます。援助活動の報酬の基準額は、平日の午前8時から午後6時までが、子ども1人につき1時間600円、それ以外の時間帯は700円。土・日・祝日、お盆時期、年末年始の午前8時から午後6時までは、子ども1人につき1時間700円、それ以外の時間帯は800円でございます。報酬の基準額につきましては、現在、ゆりかごで実施されている託児サービスは、日時を問わず1時間600円とされておりますが、早朝、土日の託児の受け手が少ないことや、他のファミリー・サポート・センターでは、曜日や時間帯によって、基準額を設定されているところが多いので、本町におきましても、これまでの1時間600円を基本に、基本時間外については割増設定としております。最後に、利用方法でございますが、ファミリー・サポート・センターは、会員同士が相互援助活動を行う組織でありますので、育児の援助を受けたい人、育児を行いたい人ともに、事前に会員登録を行った上で利用していただきます。実際に利用する場合は、事務局である福祉子ども課に利用したい日の5日前までに電話で申し込んでいただきます。申し込みがありましたら、事務局が、活動できる提供会員を探し、依頼会員に提供会員を紹介します。次に、提供会員と依頼会員が、電話等で事前に打ち合わせを行い、援助活動を実施します。援助活動が終了したら、その場で依頼会員が提供会員に報酬を支払い、提供会員は事務局に活動報告書を提出するという流れになります。資料(6)利用方法の②利用の依頼、から⑦事務局に活動報告書を提出までの利用の流れにつきましては、現在、子育てサポートクラブゆりかごが実施されている託児サービスと同じ流れとなっており、これまで利用されている方につきましては、①の会員登録が新たに必要となりますが、今までと同じ手順でご利用いただけます。また、ファミリー・サポート・センター事業は、町が

実施主体となりますので、万一、援助活動中に事故が生じた場合につきましても、町でファミリー・サポート・センター事業保険に加入し、対応してまいります。なお、住民のみなさまには、事業の内容及び依頼会員の登録の方法につきまして、2月号町広報紙への掲載、ホームページ等でお知らせしてまいります。

以上、ファミリー・サポート・センター事業の実施についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。奥村委員。

奥村委員 これはいい事業だと思うんですけども、これは提供会員が何人ぐらいいらっしゃるって、そして依頼会員はどれぐらい見込んでおられるんでしょうか。教えていただきたいと思います。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 現在子育てサポートクラブゆりかごの会員の方が52名いらっしゃいます。今のところゆりかごの会員の方皆さんファミリー・サポート・センターの提供会員となっただけの予定でございますので52名、あとこれから子育てサポーター養成研修を実施していきまして、提供会員の数については増やしていきたいというふうに考えております。依頼会員につきましては、平成30年度で個人で託児を利用された方の延べが649人いらっしゃいます。月で言いますと54人となっております。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 すみません、時間が8時から午後6時ってなってますけども、上記以外の時間帯って書いてますけども、これは深夜っていうわけにもいかないでしょうから、何時から何時までっていうのはあるんでしょうか。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 一応、宿泊を伴う預かりについては、受けないということにしておりま
すけども、提供会員さんが受けていただける時間であればお受けいただく
ということで考えております。現在でも早い時間でしたら7時の保育所に
間に合うようにお迎えに来ていただいているという事例もございまして、
提供会員さんがお受けいただける時間というふうにさせていただきたい
と思っております。

齋藤委員 7時。夕方はだいたい10時ですか。けどまあ勤務が遅くなって10
時になっても、それでも構わないんでしょうか。

福祉子ども課長 今、実際にやっていた時間10時、11時とかそのあたり
までっていうのは聞いておりませんが、提供会員さんも皆さんご家
庭の主婦の方っていうのが多くいらっしゃいますので、遅くなっても7時
とか8時ぐらいまでかなというふうに考えております。

齋藤委員 基本的な話なんですけども、これは預かりは家で預かるんですか。

福祉子ども課長 原則、会員の家ということになっておりますので、提供会員さんの家で
もいいですし、依頼会員さんの家でも大丈夫です。もしご自宅がどうして
も都合が悪いということでしたら、中央公民館にあります幼児室ですと
か、あと今後、斑鳩幼稚園の1室を貸していただく予定をしております、
そちらも利用していただけるようにしてまいります。

齋藤委員 生き生きプラザにあります幼児を預かっているところ、あそこは違
うんですか。

福祉子ども課長 委員おっしゃっておられるのは、つどいの広場のことだと思
うんですけども、そちらは親子で遊びに来ていただく場所ということにな
っておりますので、今回の託児では、つどいの広場の利用はできません。

齋藤委員 1人の提供者がですね、2人も3人も預かるという、兄弟でしたら2人もってあるでしょうけども、他の家庭のを自分の家で預かるっていうのはありなんですか。

福祉子ども課長 原則、お子さん1人につき1人の提供会員ということでお願いしております。まして、現在1人で預かるのが不安だということで提供会員さんは2名で行かれています。お子さん1人につき提供会員さんが2人で行かれるという体制を今後も取っていく予定でございます。

齋藤委員 その場合は1時間あたり600円なので、300円ずつなんですか。

福祉子ども課長 そのとおりでございます。

齋藤委員 良い制度ですんで、ぜひその制度を発展させてもらえればありがたいと思っているので、参考になりました。

委員長 他にございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 この(2)の依頼会員で生後5か月というのはこれなんか育児の変革期っていうんですか、なんかあるんですか。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 当初この預かりができる年齢を何歳にしようかという話もあったんですけども、現在、ゆりかごさんのほうで生後5か月から預かれますよということで当初から実施していただいているというのがございまして、5か月からという設定にさせていただいております。

嶋田委員 わかりました。

委員長 他にございませんか。 中川委員。

中川委員 上から2行目の援助会員と(3)の提供会員とはどない違うんやろ。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 大変失礼いたしました。2行目の「援助会員」は「提供会員」の間違いでございます。同じことでございます。失礼いたしました。

中川委員 「援助会員」は記載間違いで、「提供会員」ということで認識しておきます。それと事務局に5日前ってなってんねけど、5日前に予定たっているというのはなかなか難しいと、2日や3日前やったらどうなんのやろ。

福祉子ども課長 現在でも一応5日前という取り決めはされていますけども、3日前、2日前に依頼がありましたら、まず協力いただける方がいらっしゃるかどうかというのはかけさせていただいております。それで見つければ受けていただけるという形を取っておりますので、一応5日前というルールは定めておりますが、対応してまいります。

中川委員 それと、何かあったときの保険は町のほうでかけているっていう、さっき説明やったけどね、そんな不幸なことあったらあかんけど、例えば死亡事故とか起こるとしたら、どれぐらいの保険に入ってるんねやろ。

福祉子ども課長 保険につきましては、これからかけていくものになってまいりまして、依頼会員のお子さんが託児中にけがをされた場合、提供会員の方がその行き帰りにけがをされた場合、あと、提供会員の方がなにかしら不注意でお子さんにけがをさせた場合の賠償責任といった、3つの保険には入ろうというふうに計画しております。保険の内容については今後検討してまいりたいと考えております。

中川委員 そしたらさっき言ったね、あつてはならないことやけど、預かってる時に頭打って子どもさんが死亡、今、けが、けがって言わはったけど、死亡された場合もありやねな。

福祉子ども課長 賠償保険の中でそういった項目についてもございます。金額については今後検討させていただきます。

中川委員 今、予定している金額ってあんの。部長。

委員長 加藤住民生活部長。

住民生活部長 具体的な金額は今ちょっとまだ持っておりません。何パターンかあるようですので、上限額等これから検討していきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(4)国民健康保険税の適正な税率について、理事者の報告を求めます。猪川国保医療課長。

国保医療課長 それでは(4)国民健康保険税の適正な税率ということで報告申し上げます。奈良県から令和2年度の国民健康保険事業費納付金の仮算定額が提示されてまいりました。それにつきまして、国民健康保険運営協議会におきまして、次年度の国民健康保険税のあり方につきましてご協議いただきたいと考えております。

提示されております納付金を集めるために、現状の税率で確保できるかどうかの検討にあたりまして、令和3年度に国保運営方針が見直される予定でもございまして、それも勘案いたしまして、その見直し内容が明らかになるのを待つべきなのか、あるいは現在の町の保険税率と令和6年度に県が示しております保険税率につきまして、乖離がある中で令和3年度の見直しはありますものの、その目標まで計画的に引き上げていくべきであるのか、そうした観点からご協議をいただきたいと、いま考えているところでございます。さまざまな状況を検討いたしまして、国保運営協議会でご協議いただきながら、来年の1月末には、納付金の本算定確定額が示

される予定でございますので、その本算定額の提示を待ちまして、またご答申をいただく予定と考えております。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 他に理事者側から報告しておくことはございませんか。
猪川国保医療課長。

国保医療課長 それでは国保医療課からでございますが、業務システムの障害について、ということでご報告申し上げます。

本町が利用しております後期高齢者医療システムにおきまして、今日4日の午前11時頃でございますが、障害が発生しておりまして、現在も復旧がまだできていない状況となっており、一部、窓口での影響が生じているものでございます。障害の原因といたしましては、当該システムを提供します、日本電子計算株式会社のデータセンター内の機器が故障したことによるもので、全国の利用団体のうち約50団体において影響が出ていると聞いております。現在、提供業者におきまして、早期復旧をめざしまして作業をすすめているところでありまして、本町におきましても、可能な限り住民の皆様にご迷惑をおかけしないように、引き続き対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長 他に、ございませんか。 面巻総務部長。

総務部長 先ほど嶋田委員からの答弁の中でコストの関係なんですけども、私の方165円【156円に訂正】と申しあげたところなんですけども、156円でございますので、大変申し訳ございませんでした、お詫びして訂正をさせていただきます、以上でございます。

委員長 他にございませんか。 中川委員。

中川委員 さっきシステムの日本電子計算の不具合、住民に直接支障出るの。

委員長 猪川国保医療課長。

国保医療課長 当該システム故障によりまして、今、納付書の再発行ですとか、納付証明書、いわゆる申告のときにお使いいただくような、ああいうのはちょっと今発行できない状況になっております。ですので、またご依頼いただいた方には後日郵送させていただくということで、今、対応はさせていただいております。

中川委員 申告って2月の半ば、終わりやんな、それぐらいまでには十分戻るということでええんかな。

国保医療課長 そこまでいきますとかなり影響がありますので、早期にここ2、3日の間には復旧してくれればとこちらも思っておりますが、現状としてはまだめどがいつ頃かというのは聞いておりませんので、一部、情報によりますと、一部もう復旧してきている団体の情報も入っておりますので、そう長くは続かないとはこちらも思っているところでございます。

中川委員 その業者と町とのやり取りの中で、そういう手数料もらえるとか、補償してもらえるとか、そういうのはあんのかな。

委員長 面卷総務部長。

総務部長 損害の関係やと思うんですけれども、現在どのような事象が起きている、全国50団体、本町よりも大きいところございます、例えば住民票とか出てないところもあると聞いておりますので、そのあたりにつきましては、今後、向こうの業者の方がこういったことがこういったことでありましたということを確認させていただいてから本町としても対応してまい

りたいというふうに考えております。

委員長

他にございませんか。

質疑、ご意見があれば続けてお受けいたします。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 小城委員。

小城委員

すみません、先日、生き生きプラザの建物内です、発生したセクハラと暴力事件についてお聞きします。

この暴力事件は、生き生きプラザの1階ロビーで起きたもので、一般住民さんも職員さんも見られておられました。今朝の新聞でも、奈良新聞です、にも載っております、社会的立場のある自治連合会会長であり、社会福祉協議会の副会長の清水修一副会長が職員に暴力を振るい、さらに見ていた住民の方によると、「助けて、警察呼んで」という声を聞き、怖くなり建物を出た。また(削除2字)した職員も見られてるそうです。未だにこの住民さんはこの建物に近寄るのが怖く行けないとのこと。

まず、面巻総務部長にお聞きします。先般の一般質問で、同僚議員の質問に対し、なぜ答弁できないと答弁されたのでしょうか。町の行政組織の規則にも、福祉子ども課の所管事項に社会福祉協議会に関する事、明記されておりますし、また社会福祉協議会には多額の町補助金が出ております。町の監査の対象団体にもなっていて、定期的に経理だけでなく、事務に関する監査も実施しておられます。また、今でも社会福祉協議会、文化振興財団、観光協会に対する議会からの質問に対して、町から答弁されておりました。さらには、中西町長は社会福祉協議会の会長でもあります。このことから本会議で一般質問に対して答弁すべきであったと思いますが、いかがお考えでしょうか。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 本会議でも一般質問でも答弁させていただいたとおり、いわゆる組織的にはまったく別の組織でございますので、その関係につきましては答弁は控えさせていただいたところでございます。以上です。

小城委員 この件に関しましては、選挙で選ばれました同僚議員に対して非常に失礼で、議会軽視でもあると、私感じておりますので、議会運営委員会で問題提起させていただきたいと思えます。

次にですね、社会福祉協議会の所管は住民生活部であるのに、どのような理由で西巻部長が答弁されたのでしょうか。

総務部長 確か、あの質問は、町、そして関係団体ということでございましたので、斑鳩町の取り組みとして私どもがはじめ答弁させていただいたと、そうした中で、そしたら、相談については何かお聞きですかということでありましたので、総務課のほうで各団体のほうに聞き取った結果を私のほうから答弁させていただいた次第でございます。

小城委員 ありがとうございます。それでは次にですね、社会福祉協議会の会長である中西町長にお伺いします。このセクハラ暴力事件について、一番最初にいつ、誰から聞かれましたか。

委員長 中西町長。

町長 この場でですね、社会福祉協議会の会長としての答弁をするべきものかどうかということは、ちょっと私は疑問に思っておりますので、この委員会の中で、会長としての発言という形でですね、認めてもらえるのであれば、私は、答弁させていただきますけども。

小城委員 どうなんでしょう、今のは。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前10時07分 休憩)

(午前10時13分 再開)

委員長 再開します。 中西町長。

町 長 報告を受けた日ということでございます。この日につきましては11月の22日に報告を受けたということでございます。

小城委員 誰から聞かれましたか。

委員長 中西町長。

町 長 社会福祉協議会の事務局長のほうから報告を受けております。

小城委員 わかりました。次にですね、総務部長にお聞きします。テレビや新聞報道で役所内で住民の方が職員に暴力をふるった事件等が報道されてますが、暴力事件が起きた場合、被害者の職員を守る観点から被害者と組織が一体となって、まず警察に被害届を提出し、それから問題解決に組織全体として取り組みをされます。斑鳩町では仮に住民の方が税金のことでもめて、税務課内で暴力をふるい、職員の方がけがをされた場合、どのような対応をとられることになっていきますか。

委員長 面卷総務部長。

総務部長 斑鳩町として、仮に暴力が振るわれた、住民がおられたとなれば、ただちに110番をするよう指示しているところでございます。

小城委員 それでは、今回この事件が起こった際にですね、被害者職員を守る観点から中西町長は今までどのような対応をとられましたか。

委員長 中西町長。

町長 町長としてということでございますので、そういうことがあれば、やはり先ほど部長が申しましたような形になってくるんじゃないかというふうに思っております。

小城委員 それでは、社会福祉協議会の所管部長にお聞きしますが、今回、社会福祉協議会での暴力事件について、一番最初、いつ誰から聞かれましたか。また社会福祉協議会を所管する部長として、どのような対応を取られましたか。

委員長 加藤住民生活部長。

住民生活部長 まず、報告の関係ですけれども、社会福祉協議会のほうから直接具体的な報告は受けておりません。ですから具体的にどういった対応というのは私のほうでは、今現在しておらないという状況でございます。

小城委員 それでは、自治連合会を所管する担当部長として、総務部長は今までどのような対応をとられましたか。

委員長 面卷総務部長。

総務部長 私のほうも、社会福祉協議会から、先ほど住民生活部長が申しましたとおり、報告を受けておりませんので、現時点では何もとってない状況でございます。

小城委員 新聞やテレビで報道がありますように、セクハラ行為やパワハラ行為、刑事事件にならなくてもですね、職場などでは退職など社会的責任を負うこととなります。暴力事件についても同様、被害者が警察に被害届を出さなくてもですね、加害者は社会的責任を負うこととなります。また暴力事件が起きた場合には、まず職員を守る観点から、組織として行動を起こし

ます。そうでないと職員の皆さんは安心して仕事できません。

今回の暴力事件で、社会福祉協議会の会長である中西町長をはじめ、幹部職員に職員さんを守るという姿勢が全く見えません。そうしたことから暴力事件の詳細を調査して、次回の定例会で一般質問で明らかにしたいと思います。1個目の質問を終わります。

委員長 中西町長。

町長 今、対応について全然見られないということでございます。ちょっと申し訳ございませんけども、社協の会長としての立場で、もう、ひとこと言わせていただきたいと思います。

この件につきましては、私は22日に報告を受けております。そして即、報告を受けた段階ですぐにその被害者2人の話を聞いております。そしてその内容等も把握しながら対応してきたつもりでございます。そしてその当時、私が話を聞かせていただいたときは、被害者のほうも、これからも良好な関係を続けていきたい旨の話をしておりました。そしてまた副会長のほうもですね、そういう形で、事件があったその後に双方とも、なかで和解をしたという話も聞いておりましたので、なんとかこれは修復できるのではないかとということでですね、副会長に対しましては私のほうから暴力を振るったのは事実でございますので、私のほうから嚴重に注意をするということで一応話をまとめられるのではないかとということで、話をしたところでございます。ただまあ、被害者のほう自体が、それからちょっと話が変わってまいりまして、そういう状態では私は仕事はやっていけないということでございましたので、再度もう1回話を聞かせていただき協議したところでございます。そして本人自体がそれは納得ができないということでございましたので、その段階で、私のほうから副会長に対しまして、もう辞職をするようにということで、処分の方法を決めていったところでございます。

また、その報告を受けた段階で、副会長が社協のほうに出向いていっても、やはりこの被害者のほうに対しても圧力がかかるような感じになるという、なっちはいけないということで、即その段階で謹慎という形で取ら

せていただいていますので、全然対応してないということはありません。

それと先ほど「(2字削除)」という言葉が出ましたけども、これは是非ともそういう話は出ておりませんので、訂正をお願いしたいと思います。

小城委員 冒頭ですね、これは一般住民さんから聞いたところですので、「(2字削除)した事件」というのは抜いていただいて、それまで前段の部分は載せていただいたらと思います。

委員長 はい。

小城委員

小城委員 次にですね、社会福祉協議会の役員報酬についてお聞きします。
町の予算に関わることでもありますので、監査対象団体でもあります。
また、今までも一般質問や常任委員会、予算委員会で社会福祉協議会に関する質問は答弁されているので、当然答弁はできると思います。

まず現在の会長、副会長、常務理事の報酬についてお聞かせください。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 会長、副会長、常務理事の報酬ということでございます。

会長は報酬はございません。副会長は月額85,000円、常務理事は月額215,200円と定められておりますけれども、他の職員の職を兼ねる場合には他の職員の職に対する給与は支給しないというふうになっております。

小城委員 ありがとうございます。次にですね、清水修一副会長はいつから副会長をされておりますか。お聞きします。

委員長 暫時休憩します。

(午前10時21分 休憩)

(午前10時25分 再開)

委員長 再開いたします。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 副会長の選任につきましては、理事会で決定されますので、現在理事会の日程等、こちらに資料を持ち合わせておりませんので、後日調査してご回答させていただきます。

小城委員 ありがとうございます。それではですね、以前の副会長の役員報酬についてお伺いしたいんですが、今、冒頭ですね、85,000円とありましたが、それはいつからですか。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 令和元年7月1日に変更されておりました、以前は無報酬となっております。

小城委員 それでは、現在の副会長の業務内容についてお聞きします。

福祉子ども課長 具体的な業務内容についてはわかりかねます。

小城委員 それでは、現在の副会長の業務内容と以前の業務内容から増えた業務内容についてもお答え願えますでしょうか。

福祉子ども課長 以前の業務内容についてもわかりかねますので、その質問にはお答えできません。

小城委員 それでは副会長の役員報酬が変更された時期は先ほどお伺いしました。理由についてお聞きします。

福祉子ども課長 令和元年6月14日に評議員会が行われまして、役員等の報酬及び費用弁償規定の制定についてということで、資料がございます。その中で一部費用弁償規定の一部を改正する規定の要旨がつけられておりますので、そちらの要旨を朗読させていただきます。社会福祉協議会の業務を執行する役員の組織強化を目的に、副会長の職務及び権限の強化を図るため、定款の変更を行うことに伴い、副会長の報酬及び勤務時間等を新たに定める必要があります、本規定について所要の改正を行うものであります、とされております。

小城委員 ありがとうございます。今の答弁からですね、副会長、清水修一副会長に報酬を払うために変更したような形にも聞こえますが、その辺についてはいかがですか。

委員長 中西町長。

町長 今、副会長のために報酬を払うような感じでとったというような形でとられているような感じでございますけれども、この改正した後ですね、だいたい週に3日間、業務のほうに入らせていただいております、いろんな社協の運営のほうもですね、これからいろいろ中身等も改革していかなければならないということで、いろんな改革に向けて事務等を進めていただいているところでございました。その中で、週に3日という形で詰めていただくということもございましたんで、金額的にはどうかわかりませんが、いくらかの報酬はやっぱり必要ではないかということで報酬を認めさせていただいたところでございます。

小城委員 ありがとうございます。役員報酬の大幅な変更は町の補助金にも関わる問題ですが、町議会にはいつどのような形で説明されましたか。

町長 役員報酬、社協の負担金の中からでございます。役員報酬が増えるということですね、町の負担金が増えたというようなことではございません。その範囲内での運営ということでございますので、ご理解いただき

たいと思います。

小城委員 それではですね、今現在の副会長の報酬の算出根拠をおわかりであれば
お答え願えますでしょうか。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 報酬額の根拠については、こちらのほうではわかりかねます。

小城委員 ありがとうございます。それでは、先ほど町長の答弁からもありました
ように、副会長の勤務実態についてお聞きします。例えば何日、何時間、
週何時間とかあるのであれば、その辺をお答え願えればと思います。

委員長 中西町長。

町長 1週間のうちのだいたい3日という形になっているところがございます
して、あと、決裁の関係等、いろいろあるわけがございます。その状況に
応じて出勤をしていただいているところがございます。

小城委員 じゃあ現在ですね、副会長は特にタイムカード等は切っておられないと
いう認識でよろしいですか。

町長 ちょっとその辺は確認をしております。

小城委員 それではですね、副会長の勤務実態の資料をですね、次回の委員会に提
出お願いいたします。委員長、よろしくお願いいたします。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前10時31分 休憩)

(午前10時34分 再開)

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午前10時37分 閉会)